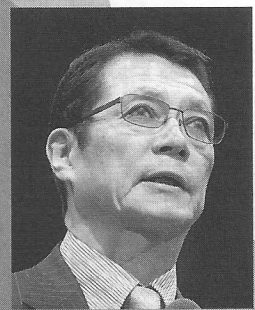


置き去りにしたものは大きい

藤井克徳／日本障害者協議会代表・きょうされん専務理事



藤井克徳・きょうされん専務理事
1949年福井県生まれ。東京都立小平養護学校に勤務。1982年に同校教諭を退職後、1977年共同作業所全国連絡会（現在のきょうされん）結成に参加。現在はきょうされん専務理事とともに、NPO法人日本障害者協議会代表・日本障害フォーラム副代表などを務めている。主な著書は『わたしで最後にして一ナチスの障害者虐殺と優生思想』、『いのちを選ばないで—やまゆり園事件が問う優生思想と人権（共著）』など。

2020年3月30日から31日へ

と日付が変わった瞬間に、植松聖被告人は死刑囚へと「肩書」が変わった。同時に、事件は重い蓋で封印され、市民社会の手の届かない遠いところへ行ってしまった。わたしたちが強く求めていた「なぜあのような事件が」については、何一つ解明されなかった。しかし、事件が社会に置き去りにしたものは余りに大きい。置き去りにしたものにどう向き合うか、社会全体が問われることになるが、わたしたちきょうされんもまた試されることになる。



横浜地裁前で

たのは「三つの不在」だ。一つ目は、本質争点の不在。本質争点とは、事件の背景要因に迫ることだった。

二つ目は、固有名詞の不在。被害者（犠牲者）は、一人を除いてすべて記号で呼ばれた。法廷に響く冷たい記号名にいたたまれなくなったのは、私だけではなかったはずだ。

三つ目は、弁護の不在。弁護人はいたが（国選で6人）、本当の弁護はなかった。本当の弁護とは、被告人（裁判当時）を凶行に走らせた背景、すなわち、事件と日本社会との関係、元の職場との関係にも迫ることではなかったのか。

わけても問題なのは、「本質争点の不在」だった。これは、裁判制度の欠陥に由来する。迅速化の名のもとに、公判前の争点整理がなされてしまうのである。そこで

の関係者の合意が「刑事責任能力の有無」だった。このことを決めた瞬間に、極刑ありきのセレモニーのシナリオが完成してしまっただのである。これほどの大事件にあって、司法の慣行を超える対応があってもよかったのではない。本質を外した裁判は何ともやるせない。

次に、「置き去りにしたもの」とわたしたちきょうされんが試されることについてひと言触れる。はっきりしていることは、優生思想（優生思考）に対峙していくことだ。「誤った障害者観との戦い」と言ってもいい。具体的には、実践と運動を深めていくことだ。目の前の利用者の主体的な力

特集

いま問われる社会の責任



相模原障害者施設殺傷事件から
わたしたち一人ひとりが考えたことは

まとめ

津久井やまゆり園で起きた障害者殺傷事件。この事件はいったい何だったのだろうか。元施設職員によって19人が殺害され、26人が重軽傷を負った。事件当時の朝の報道に体が震えたことを今でも覚えている。あの頃から3年8カ月が経った今。世の中はどのように変わっただろうか。あの事件を覚えていて人がどれほどいるだろうか。事件を身近に感じ、我がこととして捉えている人がどれほどいるのだろうか。被害者の思い。家族の思いは世の中の人に伝わっているのだろうか。

判決はあまりにも虚しい。そして、あの事件が何もなかったかのように埋没されていくとしている。被害者の名前も、事件の記憶も、まるでなかったかのように風化されようとしている。

これで良いのか。いや、良いわけがない。被害者の方には、家族が大切に刻んだ名前がある。一人ひとりにかけがえのない名前がある。筆者にも生まれながらに脳性麻痺の息子がいる。名前は希家族みんなでつけた名前。これからかわる人すべての希望となるようにと願いを込めて。

この裁判では、一人を除いたすべての被害者が

匿名だった。被害者家族のさまざまな想いによるものだったのだろう。

この事件がなぜ起きたのか。その真実は何も解明されず、誰もが想像していた通りの判決が下ったことで幕を下ろした。

しかし、これで終わりにするわけにはいかない。なぜなら、この事件は決してくり返されてはならないから。被害者と家族だけの問題ではないから。世の中のすべての人にとって、忘れてはいけない事件だから。

事件の背景にある差別や偏見、優生思想など、多くの問題。これはこの事件だけの問題ではないから。これまでもくり返し、さまざまな形でくり返されてきた問題なのだから。

わたしたちは、決してこの事件を忘れない。そして、同じ過ちを起こさないように。起こさせないように、世の中を変えていかなければならない。目の前のすべての人の命を、我が子の命を守り、障害があってもなくても分け隔てのない社会を築くために、この事件を風化させてはならない。

(編集 和田智之)

を伸ばすことであり、獲得した力を地域の人びと（社会）にいかにか認めてもらうか、この点に尽きよう。障害のある人に対する人びとの意識は、障害のある人が置かれ

ている状態に比例する。好ましい状態は、良質の障害者政策で裏付けされることになろう。地域の人びとの意識にしる、政策の水準にしる、運動が決定的になる。この

機会に、優生思想と対峙する実践や運動とは何か、それぞれにおいて、法人や事業所において考えてほしい。

最後に、「優生思想との対峙

は、忘却との闘いである」を加えておく。忘れないためのしくみや仕掛けを考えようではないか。19人の犠牲者たちから聴こえてくる。「これからですよ」と。